

## 規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 埼玉県教育委員会規則第九号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第七号中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「規定する週休日」の下に「、勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十四条中「に応じ、定年前再任用短時間勤務学校職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)第四条第一項の給料表の適用を受ける職員(以下この条において「特定任期付職員」という。)」を加え、「百分の二百十五」を「百分の三百十五」に、「百分の二百五十五」を「百分の三百七十五」に、「百分の百二・五」を「百分の百」に、「百分の百二十二・五以下」を「百分の百二十以下」、特定任期付職員にあつては百分の二百六十二・五以下」に改める。

(学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(令和五年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。